

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 Xら5名は、いわゆる過激派である甲派に属する者であるが、令和4年10月15日（以下同じ）午後2時頃、対立する過激派である乙派に属するVら7名に対し、丙大学構内で、手拳等によりその頭部等を殴打する等の暴行を加え、よって、Vら7名に頭部打撲等の傷害を負わせた（以下、「本件傷害事件」という）。その直後、Xら5名はそれぞれ徒歩で逃走した。
- 2 丙大学から約700メートル離れた場所にある派出所で勤務中であった警察官Pは、午後2時16分頃から、数回にわたり、「午後2時頃、丙大学構内で傷害事件が発生。」、「甲派と乙派が乱闘。」、「怪我人が出た。」、「甲派の者らは逃走。」等との連絡を受けた。Pは、逃走した犯人らが同派出所付近に姿を現すことを予測し、付近の通行人を注視していたところ、午後3時15分頃、Xが、1人で、息を切らし、辺りをきょろきょろ見回しながら、小走りで現れ、Pと視線が合うや否や、目をそらし、小走りで駆けていった。
Pは、このようなXの様子のほか、当日の朝からずっと小雨が降っていたにもかかわらず、Xが傘を持たず、ジャンパーの袖口等が濡れており、靴も泥で汚れている上、同派出所付近には泥の付くような場所はなく、逆に丙大学付近には泥が付く場所があることを知っていたことなどから、Xを本件傷害事件に関係する者と認め、職務質問を行うため、Xのもとに駆け寄り、Xに対し、「ちょっと待って。」と声をかけた。Xは、Pを無視したまま小走り続けた。
Pは、Xに追いつき、Xに対し、「ちょっと聞きたいことがある。先ほど、丙大学で傷害事件があったので、そのことについて聞きたい。」と述べたところ、Xが両手を振り回して抵抗したため、その場でもみ合いとなった。その際、Xの袖口がめくれて、Xが両手に黒色の籠手を装着していることが判明したため、Pは、これまでのXの言動等と併せて、Xを本件傷害事件の犯人の1人であると判断し、午後3時20分頃、Xを準現行犯逮捕した（以下、「本件逮捕」という）。
- 3 間もなく、Pらの周囲に野次馬が集まり始めたことから、午後3時25分頃、Pは、応援に駆け付けた警察官Qとともに、2人がかりで、近くに停車させてあったパトカーの後部座席に、両側から挟み込むようにしてXを座らせた。Pは、Xが装着していた籠手につき、狭いパトカーの中でこれを取り外して差し押さえようとする、Xが

2024（令和6）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

抵抗して混乱する事態が懸念されたことから、逮捕地点から約500メートル離れた警察署に連行した後、これを取り外すことにした。

午後3時32分頃、Pらは、警察官Rの運転により、警察署に到着した。午後3時35分頃、Pは、警察署内の取調室において、Xの両手から籠手を取り外し、これを差し押さえた（以下、「本件差押え」という）。

【設問1】

本件逮捕の適法性について論じなさい。

【設問2】

本件差押えの適法性について論じなさい。